

岩手県生活協同組合連合会主催 協同組合公開講座

食・食料と協同組合

～コロナ禍、気候変動の影響で心配される食料確保
「食」のために“生協”がめざすべき大切なこと～

横山英信（岩手大学人文社会科学部）

1. コロナ渦から見える「食料自給」の重要性

○昨年前半に起きた「マスク不足」問題

その根本原因はマスク供給のかなりの部分を輸入に頼っていたこと

- 政府が対応策をとろうとしても、すぐに国内での増産を行うことは困難
- トイレットペーパーやティッシュペーパーの「買いだめ」に波及

○これが食料で起こったら？

マスクどころの騒ぎではなくなることは火を見るより明らか

- * 緊急事態宣言（2020.4.7）前夜の「買いだめ」、東日本大震災時の状況
- 食料の自給＝国内生産（日本の農林水産業）の重要性

○食料は私たちの生活・生存にとって不可欠の物資

人間は「従属栄養生命体」であることを再確認しておく必要

○日本の供給熱量食料自給率 38%（2019年）

国際的な食料需給の動向に翻弄される状況にある

- 「食料パニック」の潜在的可能性を抱える日本の食料需給構造
- 「量」だけでなく、「質」（とくに安全性）にも関わる問題

⇒ 日本の農林水産業の問題は、生産者の問題と同時に（またはそれ以上に）消費者の問題でもある。

2. 食料自給率向上の重要性

（1）わが国の供給熱量食料自給率の推移 【資料①】

戦後高度経済成長期以降、ほぼ一貫して低下傾向をたどる

- 消費拡大に国内生産が追いつかなかったというよりも、農産物輸入自由化・拡大政策の下で、増加する輸入農産物によって国内生産が押しつぶされたという側面が大きい（とくに1980年代後半以降）
- 相対的に価格が有利な米に生産が集中 → 「米だけが過剰」 → 減反（生産調整）

* 「食料自給力」指標について 【資料②】

(2) 世界の食料需給の不安定性 【資料③④】

- 世界的に需要・生産とも伸びているが、国際価格は2008年を境として高水準で推移している
 - 「食料」と「エネルギー」という用途間での穀物の「争奪」、堅調な需要を見越した国際穀物市場への投機資金の流入など
 - 期末在庫率は増加しているものの、全体としては需給は引き締まった状況にあると言える
- 今後の世界食料需給の不安定要因
 - ・人口増加、経済成長による需要増 → 輸入地域と輸出地域の格差の拡大
 - ・地球温暖化による異常気象、輸出国における水資源の制約・土壌劣化など

(3) 国際農産物貿易の構造

- 「自国民への食料の安定供給」は当該国の政権の維持にとって至上命題
 - 「自国民を飢えさせてまで、他国に食料を輸出する国などあり得ない」
- 食料は一国内での生産・消費が基本
 - 輸出に回るのは国内消費分の「余剰物」
 - 世界の生産量に占める貿易量の割合（貿易率）
 - 米8%、とうもろこし12%、小麦23%、大豆42%
 - 貿易率20%の場合、世界の生産量が10%減っただけで、貿易量は50%減少する計算になる
 - 「食料を他国に委ねる」ことが意味するところを再確認する必要
 - * 「食料の安全性」をめぐって

3. 日本農業をめぐる基本指標

- 耕地面積、作付延べ面積、耕地利用率の推移 【資料⑤⑥】
 - 耕作放棄地は2015年時点で42.3万haに及ぶ
- 農業総産出額、生産農業所得の推移 【資料⑦⑧】
 - 近年の回復は国際農産物価格の高水準での推移が寄与
 - 国内生産量は決して増えていない。生産量減少が価格を押し上げた面もある
- 基幹的農業従事者の推移 【資料⑨⑩】
 - 従事者数の減少と高齢化が顕著
- 新規就農者 【資料⑪】
 - 「青年就農給付金事業」の開始で一時は増えるものの、その後は減少

4. この間の日本農政（＝安倍・菅農政）の概要

（1）日本の農産物市場の更なる対外的開放 【資料⑫】

- 日豪EPA 2015年1月発効 *EPA：経済連携協定
- TPP11 2018年12月発効 *TPP：環太平洋連携協定
- 日欧EPA 2019年2月発効
- 日米貿易協定 2020年1月発効（アメリカのTPP離脱への対応）
- 日英EPA 2021年1月発効（イギリスのEU離脱への対応）

* 2020年11月にはRCEP（東アジア地域包括的経済連携）協定にも署名

- ⇒ 農産物輸入関税の引下げ，輸入枠の設定，非関税障壁への対応などがその内容
- ⇒ 輸入農産物のさらなる流入により，国内の農産物市場価格はさらに下落する恐れ
- ⇒ 生産者手取価格を保障するための価格・所得政策の財源確保は不透明なまま
- ⇒ 国内の農業生産がさらに減少する可能性が高い

（2）新自由主義的な農業政策の推進

——企業の農業・農業関連市場への参入の容易化，農協の弱体化，政府の食料需給管理責任の後退

①農業構造改革（規模拡大），企業の農業参入の容易化

・農地中間管理事業

——「担い手」に農地利用を集積することとともに，企業が農地の借り手になる可能性を高めることを狙う

→ 進捗状況が思わしくなく，見直しを迫られる 【資料⑬】

・農地所有適格法人（旧・農業生産法人）の要件の見直し

——農業関係者以外の議決権比率の引上げ，農作業常時従事者に係る役員要件の変更・緩和

→ 一般企業による農地所有適格法人の支配強化を図る

②政府の米生産調整（＝減反）業務からの基本的撤退（2018年産から）

——TPP交渉等で米までもがさらなる市場開放を求められる中，米生産調整が米の市場価格維持に意味を持たなくなることを見据えて，政府が先手を打ったと捉えるべきもの

→ 18年産米からは都道府県農業再生協議会・地域農業再生協議会（地方自治体や農協などで組織）が生産数量の「目安」を示すことになった

→ 18年産以降，実際の主食用米の作付面積は政府が示す「適正生産数量」を平年収量で除した面積を超える＝「作付け超過」

→ 「米過剰」の再来，2020年産米の相対取引価格は下落へ

* なぜ、米だけが「過剰」なのか

→ 他の農産品目に比較するとまだしも輸入が抑制されていて、採算性が相対的に高いために、米に農業生産力が集中する

③主要農産物種子法の廃止，種苗法の改定

- ・都道府県による奨励品種の生産・安定供給体制の廃止（種子法廃止）
- ・登録品種について農家の自家増殖を一律禁止（種苗法改定）

→ アグリビジネスによる種子・種苗販売を通じての農家支配の強化

④卸売市場法改定

- ・中央卸売市場の民間法人による開設可能化
- ・「商物一致原則」，中央卸売市場の「第三者販売禁止」「直荷引き禁止」に関する規定の削除（国による規制は行わず，各市場の判断に委ねる）

→ 卸売市場を企業にとって使い勝手のよい「物流センター」にしようとする狙い

（3）農協法改定（2015.8）による農協の弱体化

- ・農協は事業活動によって利益を上げて農業者に還元する
- ・単協の理事の過半数を原則として認定農業者や農産物販売等のプロとする
- ・単協の組織の一部を生協や株式会社等に組織変更できる
- ・一定規模以上の単協に公認会計士監査を義務づける
- ・農協中央会制度を廃止する（県中央会の農協連合会への移行，全中の一般社団法人への移行）
- ・全農を株式会社に組織変更できる
- ・准組合員の農協利用規制を検討する

→ 地域住民（准組合員）の利用を含めた農協事業の総合性・系統性，さらには協同組合としての性格を弱めて，従来農協が大きなシェアを占めてきた農業関連市場を一般企業が奪い取ることを狙ったもの。また，農産物市場開放をいっそう進めるため，TPP反対運動を展開した全中・県中央会の力を弱め，安倍農政に対する農業者の抵抗を弱めようとする狙いもあった

* 日本協同組合連絡協議会・国際協同組合同盟の声明（2016年11月）

——「独立した民間組織である協同組合の機能に関する不当な干渉」

→ 加えて，政府から全農に対して，委託買取から販売買取への転換に取り組むこと，農業生産資材の価格引下げや農産物の有利販売に向けて数値目標を含めた年次計画を公表すること，などの要求

→ 農協の共同購入・共同販売体制を弱体化させ，企業参入の余地を拡大することを狙ったもの

5. 今後の日本の食料・農業・協同組合を考える際の基本線

(1) 日本農業生産の主体は農家＝家族経営

○企業が農家＝家族経営よりも必ず効率的で、市場対応力がすぐれているという経済学的な根拠はない 【資料⑭】

→ 家族経営が採算が取れない状況は、企業にとっても採算が取れない状況である場合が少なくない

→ このような下で一般企業の農地所有権の取得が認められてしまえば、「企業による農地の購入 → 農業以外の用途への転用」が相当規模で生じる可能性

○農村の維持・多面的機能の発揮のためにも、農村に多くの農家が存在することが求められる

○アグリビジネスによる農家支配に歯止めを

- ・種子法廃止後の、各道府県における主要農産物種子事業の取り組みに注目
- ・種苗法の再改定による自家採種の範囲の拡大を

(2) 採算性の向上のために必要なのは有効性を持つ国境調整措置と価格・所得政策

○国境調整措置——「食料主権」の立場からの農産物・食料品の輸入抑制

○価格・所得政策——多くの農産品目において平均的な農業経営の再生産が可能となる水準を保障する。その財源確保のためには政府一般会計の組み替えも必要となる

→ これが行われれば、「米過剰」の解消と食料自給率の向上の双方が見込める

→ 当面は政府に対して米の生産調整の責任を果たすことを求めていくことが必要

(3) 農産物輸出・6次産業化に展望はあるか

○農産物輸出——この間、確かに輸出額は拡大しているが、輸出の拡大が国内農業生産に直接結びつく構造にはなっていない。まやかしの部分が相当程度ある 【資料⑮】

○6次産業化——推進機関として位置づけられたA-FIVE（農林漁業成長産業化支援機構。国と民間の共同出資による投資会社）は、投資実績が増えないために2020年末で新規投資を停止

⇒ 取り組み自体は必ずしも否定すべきものではないが、これだけで日本農業を何とかできるものではない

⇒ 気をつけないと、日本農業潰しの本質を持つ現・日本農政の「目眩まし」として使われてしまうことになる

⇒ まずは、自給率向上のためにも国内市場向けの生産に重点を置くべき

(4) 協同組合に求められるべき役割 【資料⑩】

- 国際的・国内的な新自由主義に抗し，国民生活を守る運動を
 - 新自由主義の下での現在の日本農業・農協への攻撃をそのまま放置するならば，いずれ他産業・協同組合一般への攻撃へと拡大していく
- 「情けは人のためならず」——今こそ協同組合間協同のいっそうの発展をめざそう
 - ・生協に求められること——農業生産者に対する「厚意」意識の払拭
 - ・農協に求められること——協同組合原則に立ち返った「自主・自立」
- 学習活動のいっそうの強化——「知は力なり」

* 安倍一菅政権の下での農業政策の特徴及び今後の展望については，拙稿「農政をどう転換するか～安倍農政の検証を経て～」『経済』2021年3月号（新日本出版社）も御覧頂ければ幸いです。